伊佐市監査委員告示第17号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等及び所管課の監査を実施したので、同条第9項並びに伊佐市監査委員条例第8条第1項の規定によりその結果を公表する。

令和7年9月5日

伊佐市監査委員　宮原　孝文
伊佐市監査委員　庵下　信一

1　監査の基準
この監査は伊佐市監査基準に基づいて実施した。

2　監査の種類
地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

3　監査の対象
⑴　監査対象団体　　伊佐市老人クラブ連合会
⑵　対象補助金　　令和6年度　伊佐市老人クラブ連合会活動補助金
伊佐市単位老人クラブ活動補助金
伊佐市老人クラブ研修会等補助金
⑶　所管課　　長寿介護課

4　監査の着眼点
財政的援助団体等に係る出納その他の事務の執行について、補助対象事業が補助の目的に沿って適正に行われているかを監査した。

5　監査の主な実施内容
本市監査基準に基づいて、監査の対象となった補助金が伊佐市補助金等交付規則に準拠し事務処理が適正に行われているか、補助目的に沿った執行及びその効果について、関係書類の提出を求め、職員や関係者の説明を聴取するなどの方法により監査を実施した。

6　監査の実施場所及び日程
⑴　実施場所
大口元気こころ館会議室
⑵　日　　程
令和7年8月25日（月）　午前9時30分～

7　監査の結果

伊佐市老人クラブ連合会

　この補助金は、老人クラブの健全な育成を図るため、高齢者の生きがい推進、健康増進、社会貢献活動や各種研修のための活動費や、連合会運営に係る人件費に対して補助をしている。

　監査の結果、補助金の公益上の必要性や事業目的、補助金の積算根拠など補助金の支出に関し適正に実施されており、また、伊佐市補助金等交付規則に基づき概ね良好に事務処理されていることを認めた。

事　務　連　絡
令和７年９月５日

地域総務課長
　坂元　隆治　様

監査委員事務局長
　舞薗　英嗣

補助団体等に対する監査の結果公表掲示について（お願い）

　標記のことについて、別紙のとおり送付いたしますので、菱刈庁舎掲示場に掲示くださいますようお願いいたします。